

許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準・処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
1 公文書の開示決定	三朝町情報公開条例	第12条第1項	請求書を受理した日から15日以内	総務課	公文書の開示基準は、三朝町情報公開条例第7条に規定する適用除外事項に該当しないこと、第10条に規定する存否応答拒否情報に該当しないことを基準とする。	(開示請求に対する決定等) 第12条 実施機関は、第6条の規定による開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、第10条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、遅滞なく延長後の期間及び理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。	(公文書の存否に関する情報) 第10条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。		
2 保有する個人情報の開示の請求に対する決定	三朝町個人情報保護条例	第18条第1項	請求書を受理した日から15日以内	総務課	保有する個人情報の開示基準は、三朝町個人情報保護条例第13条に規定する適用除外事項に該当しないこと、または第16条に規定する存否応答拒否情報に該当しないことを基準とする。	(開示決定等の期限) 第18条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、当該開示請求書を受理した日の翌日から15日以内にならなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	(自己情報の存否に関する情報) 第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。		
3 保有する個人情報の訂正、削除、中止の請求に対する決定	三朝町個人情報保護条例	第25条第1項	請求があつた日から30日以内	総務課	保有する個人情報の訂正等基準は、当該訂正請求に理由があるかどうかを基準とする。	(訂正等請求に対する措置) 第25条 実施機関は、訂正等請求があつたときは、当該訂正等請求があつた日から30日以内に、訂正等をするか否かを決定しなければならない。ただし、前条第2項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。		

4	行政財産の使用許可(役場庁舎)	地方自治法	第238条の4第7項	申請書を受受理した日から15日以内	総務課	行政財産の使用の許可をする場合は、三朝町公有財産事務取扱規則第10条各号に規定するものであることを基準とする。	<p>(使用許可の範囲) 第10条 行政財産は、次の各号に掲げる場合に限り使用させることができる。 (1) 職員の厚生福利施設の用に供するため使用させるとき。 (2) 公共目的のために行われる講演会、研究会等に使用させるとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させるとき。 (4) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。 (5) 電気事業、電気通信事業、水道事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、町の行政遂行のため町長が必要と認めて使用させるとき。</p>			
5	認可地縁団体の印鑑の登録	三朝町認可地縁団体印鑑条例	第5条	申請のあった日から15日以内	総務課	三朝町認可地縁団体印鑑条例第4条各号に掲げる基準による。	<p>(印鑑の登録) 第5条 町長は、地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、代表者等の資格その他必要な事項を審査し、その申請が適正であると認めるときは、認可地縁団体印鑑登録原票(以下「印鑑登録原票」という。)に遅滞なく地縁団体印鑑の印影を登録するものとする。</p>	<p>(登録できない印鑑) 第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、地縁団体印鑑として登録を受けることができない。 (1) 地縁団体の名称又は代表者等の氏名、氏若しくは名若しくは氏名の一部のいずれも表されていないとき。 (2) ゴム印その他印面の変形しやすいものであるとき。 (3) 印影の大きさが一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないとき又は一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まる時。</p>	<p>(4) 印影の照合が困難と認められるとき。 (5) 印面がき損し、又は磨滅しているとき。 (6) 印面の縁がないとき。 (7) 他の地縁団体の代表者等が既に登録している地縁団体印鑑又は他の地縁団体の代表者等が既に登録している地縁団体印鑑にその印影が著しく類似しているとき。 (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が、登録を受けようとする地縁団体印鑑として適当でないと認めるとき。</p>	

6	認可地縁団体の印鑑の登録の証明	三朝町認可地縁団体印鑑条例	第12条	申請のあった日から7日以内	総務課	三朝町認可地縁団体印鑑条例第11条各号に該当しないことを基準とする。	(認可地縁団体印鑑登録証明書) 第12条 町長は、第10条の規定による申請があったときは、申請者に印鑑登録原票に登録されている印影の写し及び次に掲げる事項を記載した認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。	(登録の証明の拒否) 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地縁団体印鑑の登録の証明を行わないものとする。 (1) 登録を抹消した地縁団体印鑑に関する証明を求められたとき。 (2) 偽りその他不正な手段により申請が行われたと認めるとき。 (3) 次条の規定によらない証明を求められたとき。 (4) 第13条の規定により印鑑登録原票の再製の必要があるときで、地縁団体印鑑の提示を求めたにもかかわらずその提示がされず、そのために印鑑登録原票の再製ができないとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が、地縁団体印鑑の登録の証明をすることが不相当と認めるとき。		
7	公の施設の指定管理者の選定	三朝町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例	第5条	申請のあった日から90日	総務課	三朝町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項各号に該当すること、同条第2項各号に該当しないことを基準とする。	(指定管理者の候補者の選定) 第3条 町長等は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。 (1) 事業計画書による公の施設の管理が住民の平等な利用を確保することが出来るものであること。 (2) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安心して行うために必要な物理的能力及び人的能力を有していること。 2 町長は、法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、候補者として指定しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 公の施設を損傷し、若しくは	(候補者の選定の特例) 第4条 町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず候補者を選定することができる。 (1) 公の施設の設置目的、特性、規模等を考慮し、特に必要があると認められるとき。 (2) 第2条の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、候補者を選定することができなかったとき。 (3) 候補者を指定管理者として指定することができなくなり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。 (4) 指定管理者が第9条第1項の規定により、その指定を取り消されたとき。 2 前項の規定による候補者の選定に当たっては、町長等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第2条各号の書類の提出を求め、前条各号のいずれにも該当するものであること	(指定管理者の指定) 第5条 町長等は、第3条又は前条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。	

8	地縁による団体の認可	地方自治法	第260条の2第1項	申請のあった日から14日	総務課	地縁による団体の認可は、地方自治法第260条の2第2項の規定に該当することを基準とする。	地方自治法 第260条の2 略 5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。	2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。		
9	告示事項に関する証明書の交付	地方自治法	第260条の2第12項	申請のあった日から3日	総務課	無	地方自治法 第260条の2 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。			
10	地縁による団体の規約の変更の認可	地方自治法	第260条の3第2項	申請のあった日から14日	総務課		第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。			
11	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可	地方自治法	第260条の31第2項	申請のあった日から14日	総務課		第二百六十条の三十一 略 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。			